

1. 災害リスクととるべき行動の理解促進

- ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知
- 避難に関する情報の意味の理解促進
 - ・ 安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと
 - ・ 避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること
 - ・ 警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと 等
- 災害時に、自宅で、家族で、自分たちが過ごせる環境づくりを考えることが重要 **委員意見**
- 住民は、どの情報を元に、どのタイミングで、どこへ避難するのかについて、あらかじめ具体的に、自ら決めておくよう努める。 **委員意見**
- 事業者は、豪雨や暴風等の際に、テレワークや時差出勤、計画的休業など、従業員の不要不急の外出を控えさせるために適切な措置に努める。

【主な委員意見】

- 避難情報の見直し等については、ハザードマップの周知と併せた丁寧な情報提供や啓発が重要
- 指定避難所でコロナ対策を万全に行うことは困難なので、災害時に、できるだけ自宅に留まってもらい、旅館などで受け入れてもらうなどの分散避難が重要
- 自分自身を助ける一番の基本はやはり自宅。まずは災害時に、自宅で、家族で、自分たちが過ごせる環境づくりをやっていこうというのが一つわかりやすい自助だと思う。
- 行政がいくら情報を出しても安全な避難というのは困難なので、地域毎に、どの情報を使ってどのように適切に避難するかを決めておくということが、地域として、共助ということで重要
- 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえると、リモートワークなど、活動レベルを下げるということを現に行っている。台風接近など災害のリスクが高まっているときに、コロナでやっているような、社会の活動レベルを下げる対策の充実を進めていくとよい。

2. 市町村への迅速な人的支援による情報収集

- 総括と支援員で構成する「災害時緊急連絡員」を編成し、大型台風接近時等、大規模な災害が発生するおそれのある時、また、県災害対策本部設置時には、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。 **県施策**
- 「災害時緊急連絡員活動マニュアル」を踏まえた訓練等を事前に実施することにより、マニュアルの実効性を高めるよう努める。 **県施策**

【主な委員意見】

- 派遣された職員が市町村の幹部等から適切に情報を収集できるよう、リエゾンの派遣にあたっては事前の研修や訓練が重要

3. 被災者・市町村への発災時の物資支援態勢

- 国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県及び市町村との情報共有を図る。また、災害時の情報交換に当たっても同システムを活用する。

【主な委員意見】

- 災害時には国からもプッシュ型支援で人員や物資が来るので、それらとどのように調整するのかについての検討が必要

4. 長期停電・通信障害への対応

- 病院等の重要施設は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。
- 県は、重要施設の非常用電源の設置状況等のリスト化に努め、大規模停電時に、リスト化した重要施設のうち電源の確保が必要な施設の把握を行う。

【主な委員意見】

- 停電時に、県としても、どの地域からどの組織が協力しながら復旧していくのかといったコーディネートが必要

令和3年度 奈良県地域防災計画の主な修正項目（素案）

5. 自助・共助の推進

- 気候変動の影響等により新たな災害環境となりつつある近年、自助・共助の重要性はより一層高まっている。 **委員意見**
→ 普及すべき防災知識を計画上で列挙

【主な委員意見】

- 地球温暖化によりこれまで経験したことがない場所で災害が発生する。新しい災害環境となることを強調しなければならない。その中で今何ができるかという、自助・共助となる。

6. 避難所等における新型コロナウイルス感染症対策

- 市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切なレイアウト等の措置を講じるよう努める。
- 市町村は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。
- 市町村は、県が作成したガイドラインを参考に、感染症対策の観点を取り入れた避難所運営マニュアルの見直しや拡充に努める。 **県施策**
- マスク、消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進（計画記載済）
- 避難に関する情報の意味の理解促進（再掲）
- 市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設する。
- 平常時からの、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかの確認や、避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供
- 応援職員の派遣に当たっての、派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底、執務スペースの適切な空間の確保への配慮

【主な委員意見】

- 新型コロナウイルス感染症に限らず、過去の災害ではインフルエンザやノロウイルスも発生している。感染症対策を通常の避難所運営の中にしっかりと入れていくということが大事
- 指定避難所でコロナ対策を万全に行うことは困難なので、災害時に、できるだけ自宅に留まってもらう、旅館などで受け入れてもらうなどの分散避難が重要

7. 災害対策基本法の改正

- 避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」、警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）を「避難指示」に一本化、警戒レベル5の災害発生情報を「緊急安全確保」に見直し
- ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地の災害リスクやとるべき行動等を周知（再掲）
- 市町村は、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定する。
- 市町村は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、関係者と連携して、避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、一人ひとりの状況をふまえた個別避難計画を作成する。
- 市町村は、要配慮者の円滑な利用が確保された施設を指定福祉避難所として指定するよう努めるものとし、指定する際は、受入対象者を特定して公示する。
- 市町村は、広域避難が必要な場合は、県内の他の市町村への受入れについて当該市町村に直接協議する。

【主な委員意見】

- 避難情報の見直し等については、ハザードマップの周知と併せた丁寧な情報提供や啓発が重要（再掲）
- 個別避難計画については、地域福祉の支援計画・支援体制に連携させられると、実効性のある計画になると思う。

8. 県防災施策の進捗・課題等

県施策

- 「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、大規模広域防災拠点を整備する。
- 地籍調査の推進（計画記載済） ※未着手市町村数 H29:9→R3:1
- 林地開発に関する盛土調査等 など

【主な委員意見】

- 地籍調査をしっかりと進めていただくと災害復興のところで非常に重要